

2018年2月9日

日本発条株式会社

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社は、2016年7月26日にハードディスクドライブ（HDD）用サスペンションの取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立ち入り検査を受け、以降、同委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

本日、同委員会から下記内容の排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたのでお知らせいたします。

当社および当社の連結子会社である NAT Peripheral (H.K.) Co., Ltd. (香港) といたしましては、この度の命令を厳粛かつ真摯に受け止めると共に、コンプライアンスの一層の徹底と再発防止に取り組み、信頼回復に全力で努めてまいります。株主の皆様、お取引先様ならびに関係者の皆様には、多大なご心配をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

記

1. 排除措置命令の概要

HDD用サスペンションの取引に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限）に違反する行為があったとして、当社及び NAT Peripheral (H.K.) Co., Ltd. (NAT 香港) は違反行為が消滅していることを確認するとともに、今後同様の行為を行わないために必要な措置を講じることなどを命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額	当社	:	7億1422万円
	NAT 香港	:	3億6194万円
	合計	:	10億7616万円

3. 今後の対応

命令を厳粛に受け止め、内容を精査した上、真摯に対応してまいります。

4. 業績に与える影響

2018年3月期第4四半期会計期間において、当該課徴金納付額を、特別損失として計上いたします。

以上